1年単位の変形労働時間制導入反対！請願署名を急いで集めよう！

「１年単位の変形労働時間制導入ではなくせんせいふやそう」とパレード(9/16東京)

1年単位の変形労働時間制の導入は暴論

政府は「学校における働き方改革」として公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入しようとしています。「1年単位の変形労働時間制」とは、1年間を「繁忙期」と「閑散期」とに分け、「繁忙期」の勤務時間を延長し、「閑散期」の勤務時間を短縮することによって、年間で平均した週当たりの労働時間が40時間を超えないようにする制度です。季節によって繁閑の差が大きい事業所を想定した制度であり、地方公務員は1年を単位とする変形労働時間制は適用除外になっています。労働基準法では、労使協定の締結が適用の条件とされており、労働基本権が制限されている公立学校の教職員に対して強引に持ち込もうとするのは、法令違反の暴論です。

変形労働時間制は長時間労働の実態を覆い隠す

小・中・高・特別支援学校を含めたすべての学校の教職員の1日あたりの実勤務時間の平均は11時間17分（厚生労働省「2018年度過労死等防止白書」より）です。1か月あたりの時間外勤務の平均は77時間44分ときわめて深刻な事態です。これらのことを考えれば、超過勤務の実態を覆い隠すだけで、長時間過密労働の解消にはつながりません。とりわけ、授業のある期間が「繁忙期」とされ、所定の勤務時間が1～2時間延長されることは重大です。

仮に、別掲のパターン1のように、1時間の延長が週3日の場合、所定勤務時間が4週で12時間増えます。これまで1ヶ月の超勤が90時間だった教職員が同じ時間勤務しても学期中は超勤が月80時間を超えないことになります。県教委は月80時間超の教職員をゼロにすることを目標にしていますが、長時間労働の実態は変わらないのに、数字の上では月80時間超の教職員が減ることになります。超勤月80時間の「過労死ライン」を超える長時間労働の実態があるのに、それが見えなくなる事態が生まれることは教職員の命と健康にかかわる重大な問題です。

○中教審で示された1年単位の変形労働時間制のイメージ

＜パターン1＞
学期中：週3日勤務時間を1時間延長
長期休業中：休日を15日増やす

＜パターン2＞
学期中：週4日勤務時間を1時間延長
長期休業中：休日を20日増やす

長期休業中にこんなに休日を増やせるのか？

生活にも大きな影響

さらに、終業時刻が遅くなることで、授業準備などの業務が遅い時間にまわされ、退勤が今よりも遅くなってしまうことが懸念されています。育児や介護等、さまざまな事情を抱えながら勤務する教職員から「こんな制度が導入されたら、働き続けることができないかもしれない」という声が上がっていますが、教職員の誰もが同様の不安をかかえています。

同時に、ゆとりをもって子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うことがいっそう困難となり、ゆきとどいた教育をすすめることがむずかしくなってしまいます。

臨時国会での法案成立を阻止しよう

政府は、公立学校への1年単位の変形労働時間制導入を可能にする法案を、この秋の臨時国会に提出する準備をすすめています。法案の成立を許さないとりくみを急速に広げる必要があります。

高教組は「1年単位の変形労働時間制導入反対請願署名」を9月25日付で各分会に発送しました。全県の教職員から多数の署名を集約し、国会へ提出したいと考えています。短い期間でのとりくみとなりますが、圧倒的多数の署名を集めて、法案の成立を阻止しましょう。

【署名の集約】
1次集約：10月11日
2次集約：10月31日

今の超勤に時間外手当を支給すれば 約 9000億円

文科省は、現状の超過勤務の実態に合わせて時間外手当を支給するとすれば、合計で約9000億円が必要だとしています。それだけのサービス残業をさせているということです。まともな使用者であれば、人員を増やすことを検討するでしょう。そうせずに、超勤の実態を覆い隠す変形労働時間制を導入するなど許せません！

20年度人事異動に関わる基本要求書についての県教委交渉

現場の実態を示して「希望と納得」の人事異動を求める

高教組は、20年度人事異動に関わる基本要求書を8月29日に県教委に提出し、9月19日に交渉を行いました。交渉には、高教組から寺田書記長と馬場書記次長が参加し、県教委は本村人事管理監と竹嶋参事が対応しました。

交渉の冒頭、県教委が各要求項目に対する回答を行いましたが、「指導している部活動の成績と人事異動との関係で）公正さに疑念が生じないような人事を行うこと」「特殊事情説明書について、校長の判断で提出に条件をつけることが起こらないようにすること」「本人ヒアリングをできるだけ詳しく行うとともに、意向調書提出以降も、教職員から相談があった場合は誠実に対応するよう校長を指導すること」「欠員補充を減らすこと」等については、「了解した」「校長会で指導する」等の回答を確認しました。

その他の項目についての主な内容は次のとおりです。

6年未満の異動は本人の意向を確認

高教組は、同一校の勤続年数について、6年を標準とし、6年未満で異動するのは本人の希望がある場合に限ることを求めました。県教委は「4年で異動対象」（離島以外の高校）という方針は変わらないとしつつ、「6年未満の異動は本人の意向を十分に確認する」と回答しました。高教組が「意向の確認は意向調書でか、校長ヒアリングでか」と問うと、県教委は「両方で確認する」と回答しました。

再度の4地区勤務は商業以外は当面ない

県教委は、商業科では4地区勤務を満了した人に再度4地区に勤務してもらわない状況があるとしています。このことについて、高教組が「再度4地区に異動してもらう人は、異動対象者の中からと理解して良いか」と質すと、県教委は「まず希望者を優先する。希望者がいなければ異動対象者の中からお願いすることになる」と回答しました。高教組は「異動してもよいという人がいた場合は、その人の希望（地区や学校）を尊重しなければ、異動してもよいという人は出なくなる」と、本人の意向を尊重することを強く求めました。

また、高教組が、商業以外で再度4地区勤務が必要な教科が出るような場合は事前に高教組と協議を行うことを求めたことに対して県教委は「事前に情報を提供したい」と回答しました。高教組が、「差し迫った状況にある教科はあるのか」と質すと、県教委は「今のところはない」と回答しました。

子育て中の職員への配慮を強く要求

県教委は、子育てをしやすい環境づくりにかかわる「特定事業主行動計画」の中で、子育て中の職員に対する「転勤についての配慮」を明記しています。今回の交渉でも「異動の意向に加えて、家族構成や健康状態にも最大限配慮したい。校長からヒアリングで伝えてもらっているので、できるだけの配慮をしたい」と回答しました。

高教組は、県教委が「他の事情を配慮した結果」として、定時制夜間への異動や長距離通勤になった事例を取り上げ、県教委が「配慮した」と言っても、本人にとっては想定外で大きなショックを受けていたという報告が職場からあがっていることを示し、「校長のヒアリングで、本人の意向の中で何を優先して配慮してほしいのかがきちんと把握できていなかったということではないか」と指摘し、子育て中の職員の意向については特に丁寧に聞き取ることを求めました。これに対して県教委は「優先順位等も含めてしっかりヒアリングするよう校長に伝える」と回答しました。

長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者　馬場 隆
購読料一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

大学入試共通テストへの英語民間検定試験導入

受験生や学校現場の不安・不信を置き去りにした見切り発車は許さない！

文科省前での抗議集会の様子を伝える新聞報道
右：しんぶん赤旗
下：長崎新聞

現在の高校2年生が対象になる来年度の大学入試共通テストから導入が予定されている英語民間検定試験をめぐって、様々な不安や疑問が解消されないまま見切り発車されようとしていることへの抗議の声が高まっています。

全国高校校長協会も延期・見直しを要望

この問題については、全国高等学校校長協会も、「本協会が先に提示した要望書の6項目の不安をはじめとする諸課題を解決しないまま開始することは極めて重大な問題である」として、来年4月からの導入の延期と制度の見直しを求める要望書を、9月10日付で文科省に提出しています。

全国高校校長協会が指摘している6項目の不安（問題点）は次のとおりです。

①生徒が希望する時期や場所で英語民間検定試験を受けられる見通しが依然として立っていない。

②都道府県間はもとより、同じ都道府県内でも、受験に対して、地域格差、経済格差があり、それらに対する対応が不十分である。

③実施団体ごとの検定試験の周知に計画性がなく、未だに詳細が明確になっていない。学校では今年度中の生徒への指導、来年度の年間行事計画及び生徒への指導計画が立てられない。

④英語民間検定試験の公平、公正に対する不信が払拭されていない。特に、実施方法（公開会場での実施・運営方法、CBTによる実施方法等）について、採点の方法、結果の周知時期、事故対応等の経験・実績のない団体があることなどにより、生徒も教員も不安を募らせている。

⑤活用方法を明らかにしていない大学等があり、志望するにあたって不安である。

⑥傷害のある受験者への配慮が事業者ごとにまちまちである。

「見切り発車するな！」の声を集めよう

9月以降テレビや新聞での報道も活発になっています。その中で、試験会場が都市部に偏っていたり、受験料をはじめとする経済的負担があることから、地域格差や経済格差への対応が不十分とする声が受験生や教育関係者から数多く出されていることや、「そもそも英語民間検定試験は大学入試に活用されることを想定したものではない」として、制度の構造的な欠陥を指摘する専門家の声などが紹介されています。

萩生田文科大臣は「多くの受験生はシステムの実施を念頭に準備を進めている」として、予定通り導入を強行する方針を繰り返し明言していますが、「初年度は制度向上期間」という発言に対して、受験生などから「実験台にするのか！」と強い抗議の声が出されています。

こうした情勢の中、全教は来年度からの導入の中止等を求める文科大臣宛の要請署名のとりくみを提起しています。急いで署名を集め、学校現場の声を突きつけましょう。

全教共済の「秋募集」が始まります

全教共済の生命・医療・傷害・年金共済の新規加入の秋募集が始まります。別掲の記事で年金共済の紹介もしていますので、関心がある方は、分会長から資料をもらってください。

申し込み期限
11月30日(土)
本部必着

※先日の大雨の関係で給付・補償対象になるかどうか等のご相談は、長教済（高教組本部）にご連絡ください。

大村支部がライフプランセミナーを開催

講師の田倉さん

大村支部は9月27日、大村市コミュニティセンターで支部教研を開催しました。今年度は、全教共済常務理事の田倉孝衛さん（全教中央執行委員）をお招きして、「40代・50代からのライフプラン／定年前後のライフプラン～「教職員を守る全教共済」・年金共済をすべての教職員に～」と題して、講演していただきました。お菓子とコーヒーも準備されて和やかな雰囲気で始まった講演には長教済からの参加者2人も含めて14人の参加がありました。

講演では、全教共済30年の歩みや給与・年金の過去と現在の比較からスタートし、教職員を守る3つの運動（①教職員の生活を守る、②教職員のいのちと健康を守る、③教職員の身分を守る）と全教共済の各共済・保険が果たす役割について説明がありました。

後半は、「生活保障に関する調査」回答者のコメントから、先生方の不安の内容の説明があり、不安の解消に年金共済が果たす役割について解説がありました。20年間の年金生活をいくつかのパターンでシミュレーションした資料から、生活資金がいくら不足するかの説明があり、国民年金では到底生活できない実態があると改めて感じるとともに、それぞれの状況に応じた備えが必要なことがわかりました。

また、給与や退職金に関してわからない点は事務室に聞くことが大事であること、そのためには普段から事務職員とコミュニケーションをとっておくと有用な情報が入ってくることなどアドバイスもいただきました。この講演後、質問や意見も出されて予定時間を30分以上オーバーして終了し、多くの方から、次の勉強の機会をつくってほしいという要望が出されました。

ヤスクニ共闘主催「9・18『靖国』と『侵略』を考える市民のつどい」

「安倍政権による改憲阻止」で一致する社会運動を広げよう

高教組や県教組、平和運動センター、靖国問題キリスト者連絡会議等で構成する長崎県靖国法案阻止阻止共闘会議（ヤスクニ共闘）は、毎年、9月18日と2月11日に『靖国』と『侵略』を考える市民のつどい」として、学習講演会を開催しています。今年は平井一臣鹿児島大学教授を講師にお招きして「分断を乗り越えて～日本の社会運動に見る対立・若い・連帯」というテーマで講演していただきました。

講演の中で平井教授は「今の危機的状況を考える上で88年前の『満州事変』のことを考えることは非常に意味がある」と語り、88年前の9月18日に起こった柳条湖事件以降の歴史を説明し、ファシズム化には「不可逆点」があると解説しました。そして、現在の日本の情勢を分析しながら、「不可逆点」を超えてしまわないように、「安倍政権による改憲阻止」でできるだけ多様な人が結集できる運動をよびかけました。

30歳から全教年金共済に加入した場合の給付例（現行の予定利率で計算）
「確定5年…18.8万円」は給付期間5年の場合は月額18.8万円の給付という意味